

介護保険情報誌

みんなの 介護保険



高齢者要望等実態調査、平成15年度の
決算等についてお知らせします。

■ 地域のデータ (H16・8・31現在)

総人口

119,004人

世帯数

40,124世帯

65歳以上人口

22,182人

高齢化率

18.64%

VOL.5
2004. 10

鳥栖地区広域市町村圏組合

で協力
ください

高齢者要望等 実態調査

今後の介護保険や高齢者保健福祉を検討するために、平成16年10月1日から平成16年10月末日までの期間に主に高齢者の皆様を対象にした実態調査を行います。

調査は、対象者のお宅に調査員が訪問し、暮らしの状況や介護、保健、福祉について様々な質問をします。

安心して暮らせる地域づくりのために、皆様のご協力をお願いします。

高齢者要望等実態調査の概要

■目的：介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定のための基礎データの集積

■調査実施期間：平成16年10月1日～10月末日

■調査対象者：平成16年10月1日現在で鳥栖市、基山町、中原町、北茂安町、三根町、上峰町に在住の方のうち

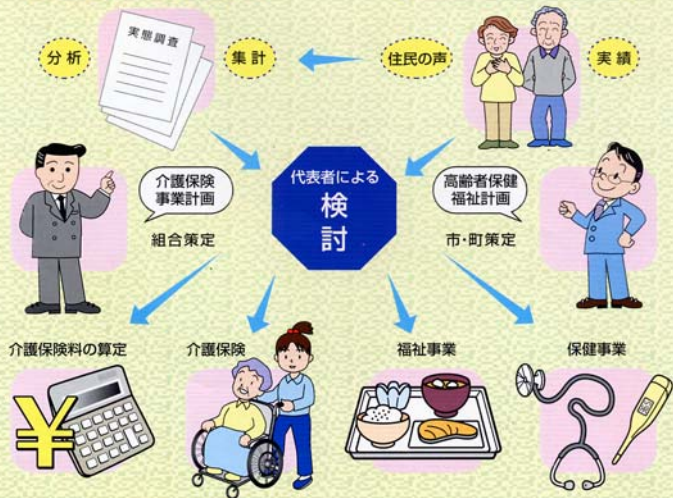
- ①介護保険施設入所者の方のうちから無作為抽出で選ばれた方
- ②①以外の要介護(要支援)認定を受けられている方のうちから無作為抽出で選ばれた方
- ③①、②以外の65歳以上の方のうちから無作為抽出で選ばれた方

介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画

今回の実態調査の結果とこれまでの実績などを参考にして、今後の介護保険や高齢者保健福祉事業の指針となる「介護保険事業計画」と「高齢者保健福祉計画」をつくります。

高齢者要望等実態調査

現 状



介護保険制度についての再確認 ③

今回は介護サービスを利用したときの料金についてお知らせします。

●利用者の負担は費用の1割です

介護保険からサービスを受けたときは、原則としてかかった費用の1割を負担していただきます。また、施設等に入所された場合や通所介護や通所リハビリテーション、短期入所生活介護を利用する場合は、費用の1割のほかに、食費などの負担があります。

【実際の利用者負担の例】（代表的な例であり、施設の種類などにより異なります。）

■在宅サービス

- 訪問介護
 - （身体介護）……………30分以上1時間未満の場合……………402円
 - （生活援助）……………30分以上1時間未満の場合……………208円
 - （通院等のための乗車又は降車の介助が中心のもの）……………1回につき……………100円
- 訪問看護（訪問看護ステーション）……………30分以上1時間未満の場合……………830円
- 通所介護……………6時間以上8時間未満の場合……………482円～903円
※デイサービスセンターが特別養護老人ホームに併設されてる場合です。（要介護度に応じて）
- 通所リハビリテーション……………6時間以上8時間未満の場合……………563円～972円
（要介護度に応じて）
- 短期入所生活介護（特別養護老人ホームの場合）……………1日につき……………797円～1,123円
（要介護度に応じて）
（老人保健施設の場合）……………1日につき……………949円～1,192円
 （要介護度に応じて）

※必要以上のサービスの利用は保険料の上昇につながります。
適切なサービスの利用をしましょう。

■施設サービス

（金額は要介護度に応じたもの、入所者3人に職員1人の場合）

施 設	日 額	月額（食費込み）
特別養護老人ホーム（従来型）	677円～ 959円 + 食費780円	4.4万円～ 5.3万円
〃（小規模生活単位型）	784円～ 974円 + 食費780円	4.8万円～ 5.3万円
老 人 保 健 施 設	819円～ 1,028円 + 食費780円	4.9万円～ 5.5万円
療 養 病 床	730円～ 1,190円 + 食費780円	4.6万円～ 6.0万円

※ユニットケアを提供する新型の特別養護老人ホーム（小規模生活単位型特別養護老人ホーム）では、上記のほか、個室と共同生活室などの準個人的空間にかかわる費用が居住費として入居者の自己負担となります（月額4～5万円程度で、施設によって異なります）。

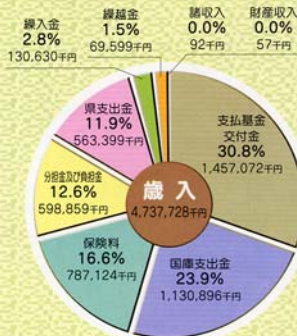
※このほかに、別途に日常生活費などの負担があります。

平成15年度 介護保険特別会計決算報告

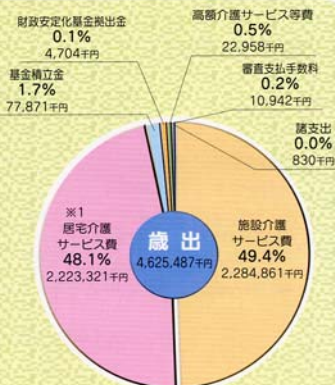
(単位:千円)

区 分	歳 入	歳 出	歳入歳出差引額
介護給付費	4,737,728千円	4,625,487千円	112,241千円
要介護認定等事務費	231,387千円	218,595千円	12,792千円
低所得利用者助成事業等費	9,057千円	5,512千円	3,545千円
計	4,978,172千円	4,849,594千円	128,578千円

介護給付費決算状況



介護給付費に対し法の規定に基づき、国、県や支払基金から受ける負担金等が歳入全体の66.6%を占めています。皆様から納めていただいた保険料は、歳入全体の16.6%となりました。



施設サービス費として49.4%、居宅サービス費として48.1%を支出し、歳出全体の97.5%を占めています。

※1 居宅サービス費には、住宅改修費、福祉用具購入費などが含まれます。



■ お問い合わせは/ 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1
TEL.0942-81-3315 FAX.0942-81-3316

安心を 育てましょう!!

みんなの介護保険
保険料の
納め忘れのないように



うっかり、介護保険料を納め忘れていませんか？

介護保険料を納め忘れていると、滞納期間に応じて、保険給付が制限される場合があります。介護保険制度はみなさんの保険料が支えています。きちんと納めて安心を育てましょう。

介護保険料を納め忘れている 期間に応じて、 給付制限がとられます!!!

1年以上滞納していると…

介護サービスを利用するときには、いったん費用の全額が自己負担になり、申請により後から9割分が払い戻されます。



1年6ヶ月以上滞納していると…

保険給付分(9割)が差し止められます。また、差し止められた保険給付分から滞納した保険料額が控除されます。

2年以上滞納していると…

過去10年間の滞納期間に応じて一定期間、9割分の保険給付が7割に引き下げられるほか、高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

※災害など特別な事情により納付が困難な場合には、介護保険課もしくはお住まいの市町の介護保険窓口までご相談ください。



簡単・便利な**口座振替**がおすすめです

普通徴収で介護保険料を納められている方には、口座振替をおすすめします。納めにいく手間も省け、うっかり納め忘れることもなく、確実に納められます。お住まいの市・町の介護保険窓口に備え付けの介護保険料預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書に必要事項をご記入の上、ポストに投函してお申し込みください。一度手続きをされますと、毎年自動的に継続されます。

■ お問い合わせは/ 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1
TEL.0942-81-3315 FAX.0942-81-3316